を「第十六項」に、「、第八項及び第九項」を「及び第八項から第十項まで」に改め、同項を同条第十八項とし、同条中第十一項を第十七項とし、第十項を第十六項とし、第九項の次に次の六項を加える。

10　法第七十三条第六項の規定により毎年度国が組合に対して補助する額は、各組合につき、当該年度における次の各号に掲げる額の合算額とする。

一　第一項第一号イ及びロに掲げる額の合算額に当該組合の次のイ及びロに掲げる組合被保険者一人当たり所得額の区分に応じ、当該イ及びロに定める割合を乗じて得た額

イ　二百八十万円未満　百分の十二

ロ　二百八十万円以上　百分の十

二　特定給付額に第十四項に規定する特定割合を乗じて得た額

三　特定納付費用額に第十五項に規定する特定割合を乗じて得た額

11　法第七十三条第六項第一号に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

一　当該年度における組合被保険者一人当たり所得額が二百七十万円以上であること。

二　当該年度における組合被保険者一人当たり負担率（当該年度の前々年度における組合の被保険者一人当たりの法第七十六条第二項に規定する保険料の額（同項に規定する国民健康保険事業に要する費用のうち介護納付金及び子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用を控除したものに充てられる保険料の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に限る。）を、基準となる年度として厚生労働省令で定める年度における当該組合の組合被保険者一人当たり所得額で除して得た割合をいう。以下この号において同じ。）が、組合被保険者一人当たり負担率の数値が最も小さい組合から順次に数えて全ての組合の順位の百分の二十五に相当する順位より下位の順位であること。

12　法第七十三条第六項第二号に規定する政令で定める基準は、当該年度の前々年度及びその直前の一箇年度における組合被保険者一人当たり積立金額（当該組合の被保険者一人当たりの令第十九条第一項に規定する特別積立金の額並びに令第二十条第一項に規定する給付費等支払準備金及び同条第二項に規定する準備金の額の合算額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額をいう。以下この項及び附則第十六条において同じ。）が、当該前々年度及びその直前の一箇年度における全ての組合ごとの組合被保険者一人当たり積立金額についてその中央値となる額を基礎として厚生労働省令で定める額以上であることとする。

13　法第七十三条第六項第三号に規定する政令で定める基準は、次の各号に掲げる基準のいずれも満たすものとする。

一　当該年度の前々年度の三月における当該組合の後発医薬品使用割合（後発医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第十四条又は第十九条の二の規定による製造販売の承認を受けた医薬品のうち、同法第十四条の四第一項各号に掲げる医薬品と有効成分、分量、用法、用量、効能及び効果が同一性を有すると認められたものとして厚生労働省令で定めるものをいう。）の使用の割合として厚生労働省令で定めるところにより算定した値をいう。以下この号において同じ。）が、基準となる年度として厚生労働省令で定める年度の三月における全ての組合の後発医薬品使用割合の平均の値を基礎として厚生労働大臣が定める値以下であること。

二　当該組合が次のイ又はロに掲げる基準のいずれかに該当すること。

イ　当該年度の直前の三箇年度における組合の特定健康診査実施率（特定健康診査（高齢者医療確保法第二十条の規定による特定健康診査をいう。）の実施率として厚生労働省令で定めるところにより算定する率をいう。以下このイにおいて同じ。）が、基準となる年度として厚生労働省令で定める年度における全ての組合の特定健康診査実施率の平均の値を基礎として厚生労働大臣が定める率以下であること。

ロ　当該年度の直前の三箇年度における組合の特定保健指導実施率（特定保健指導（高齢者医療確保法第二十四条の規定による特定保健指導をいう。）の実施率として厚生労働省令で定めるところにより算定する率をいう。以下このロにおいて同じ。）が、基準となる年度として厚生労働省令で定める年度における全ての組合の特定保健指導実施率の平均の値を基礎として厚生労働大臣が定める率以下であること。

14　法第七十三条第七項において読み替えて準用する同条第二項に規定する特定給付額に係る特定割合は、当該年度における次の各号に掲げる特定給付額の部分の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

一　第四項第一号に掲げる特定給付額の部分　零

二　第四項第二号に掲げる特定給付額の部分　零

三　前二号に掲げる部分以外の特定給付額の部分　当該組合の次のイ及びロに掲げる組合被保険者一人当たり所得額の区分に応じ、当該イ及びロに定める割合

イ　二百八十万円未満　百分の十二

ロ　二百八十万円以上　百分の十

15　法第七十三条第七項において読み替えて準用する同条第二項に規定する特定納付費用額に係る特定割合は、当該年度における次の各号に掲げる特定納付費用額の部分の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

一　第五項第一号に掲げる特定納付費用額の部分　零

二　第五項第二号に掲げる特定納付費用額の部分　当該組合の次のイ及びロに掲げる組合被保険者一人当たり所得額の区分に応じ、当該イ及びロに定める割合

イ　二百八十万円未満　百分の十二

ロ　二百八十万円以上　百分の十

三　第五項第三号に掲げる特定納付費用額の部分　零

第九条第二項第一号ニ中「第八十一条の二第三項」を「第八十一条の二第四項」に改める。

第十四条第一項中「第八十一条の二第十項第一号」を「第八十一条の二第十一項第一号」に改め、同条第二項第一号中「第八十一条の二第十項第三号」を「第八十一条の二第十一項第三号」に改め、同項第二号中「第八十一条の二第十項第二号」を「第八十一条の二第十一項第二号」に改める。

第十五条第三項第一号ロ中「第八十一条の二第五項」を「第八十一条の二第六項」に改め、同号ハ中「第八十一条の二第十項第二号」を「第八十一条の二第十一項第二号」に改める。

第十六条第三号中「第八十一条の二第十項第四号」を「第八十一条の二第十一項第四号」に改める。

第十八条第一項中「同条第十項第四号」を「同条第十一項第四号」に、「第八十一条の二第十項第五号」を「第八十一条の二第十一項第五号」に改める。

第十九条第二号中「第八十一条の二第三項」を「第八十一条の二第四項」に、「同条第七項」を「同条第八項」に改める。

第二十一条の見出し中「財政安定化基金」を「法第八十一条の二第二項の規定による取崩しをした場合における財政安定化基金」に改め、同条中「規定により」を「規定による」に、「を取り崩した」を「の取崩しをした」に、「当該取り崩した年度」を「当該取崩しをした年度」に、「その取り崩した額」を「当該取崩しの額」に改める。

第二十一条の二の見出し中「第八十一条の二第四項」を「第八十一条の二第五項」に改め、同条第一項中「第八十一条の二第四項」を「第八十一条の二第五項」に、「財政安定化基金」を「当該年度における財政安定化基金のうち、当該年度に係る次項に規定する財政調整事業に必要な費用に充てるためのもの」に改め、同条第三項中「第八十一条の二第四項」を「第八十一条の二第五項」に改め、同項第二号中「第八十一条の二第七項」を「第八十一条の二第八項」に、「前条」を「第二十一条」に改め、同条を第二十一条の四とし、第二十一条の次に次の二条を加える。

（法第八十一条の二第三項の規定による財政安定化基金の取崩し）

第二十一条の二　法第八十一条の二第三項の規定による財政安定化基金の取崩し及び当該都道府県の国民健康保険に関する特別会計への繰入れは、毎年度、第十八条第一項に規定する場合において、次に掲げるときに限り行うものとする。

一　災害その他特別の事情により当該都道府県において当該年度の国民健康保険事業費納付金の額を減額する必要性が特に高いと認められるとき。